

「広島県知事選挙」

投票日 11月6日(日)

広島県の「明るい未来を」この一票で

【任期満了による広島県知事選挙が、10月20日(木)告示、11月6日(日)投票の日程で行われます。】

この選挙は、広島県の進むべき方向を決定する県政の舵とり役を選ぶもので、県民一人ひとりの暮らしにつながる身近で重要な選挙です。

住みよい広島県を築くため、投票日には必ず投票に行き、貴重な一票を投じましょう。

【投票日時】

11月6日(日)の7時から20時まで。ただし、市内79個所の投票所で投票時間を1〜3時間繰り上げていますので、お気をつけください。

【投票所】

市内14個所。投票所は入場券に記載されています。入場券に記載されている投票所名・投票時間をよく確かめて、所定の投票所で投票してください。

★入場券は切り取らず、そのまま投票所へお持ちください。

【投票できる人】

次の2つの条件を満たす人が、この選挙において庄原市で投票できる人です。

- ①平成17年7月19日までに庄原市の住民基本台帳に登録され、引き続き庄原市に住所を有している人
- ②昭和60年11月7日までに生まれた人

そのほか、平成17年7月20日以降に広島県内の他市区町村から庄原市へ転入届をされた人、また、平成17年7月6日以降に庄原市から広島県内の他市区町へ転出異動された人についても、異動前の住所地で投票できる場合があります。

この場合、現住所地の市区町長の発行する居住証明書が必要です。

【期日前投票】

投票日当日に次のような理由がある人は、10月21日(金)から11月5日(土)までの毎日8時30分から20時まで、市役所および各支所で期日前投票ができます。

- ◆投票日に仕事や親族の冠婚葬祭などの予定がある人
- ◆投票日にレジャーや買い物などの私用で投票区の区域外へ出かける予定がある人
- ◆病気やけが・妊娠などの理由で歩くことが困難な人
- ◆平成17年7月20日以降に広島県内の他の市区町へ住所移転(転入届された人)県内の住所移転1回に限られ、移転先の市区町長の発行する居住証明書が必要です。

【不在者投票】

庄原市以外(名簿登録地の市区町村以外)の市区町村の選挙管理委員会や病院・老人ホーム等における不在者投票については、従来どおり行うことができます。

身体障害者手帳などの交付を受けている方は、その障害の種類・程度により、また、介護保険法に定める要介護者で、被保険者証に「要介護5」と記載されている人は、「郵便による不在者投票」を行うことができます。

これら不在者投票について詳しいことは、選挙管理委員会へ早めにお問い合わせください。

【開票】

11月6日(日)の21時10分から、庄原市総合体育館で行います。

■問い合わせ

庄原市選挙管理委員会事務局
☎0824-73-1126
西城支所地域振興課
☎0824-82-2121

【明るい選挙を】

選挙は民主政治の基盤であり、有権者の意思が正しく反映されるよう、明るく公正に行われることが必要です。しかし、全国的には依然として選挙違反が数多く発生しており、政治風土や選挙風土の変革が求められています。この機会にもう一度、選挙に対する自分自身の意識を見つめ直し、決められたルールを守って違反のない明るい選挙を実現しましょう。